

介護施設・老人ホームの種類 一覧表

9種類の違いを、運営・対象となる人・主なサービス・根拠法令で比べる | 登録不要・無料・2026年版

「運営」の列の分け方(当サイトの整理) 公的な施設…法律で、設置・開設できる者が地方公共団体・社会福祉法人・医療法人などに限られている施設。介護保険の事業所…市町村長の指定を受けた事業者が運営する介護保険のサービス。民間の住まい…都道府県知事等への届出・登録で設置でき、運営主体は株式会社などの民間事業者が多い住まい。費用の高い・安いを表す区分ではありません。

種類	運営(公的・民間)	対象となる人	主なサービス	根拠法令	公式の解説ページ
1. 特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設・特養)	公的な施設 地方公共団体・社会福祉法人など	要介護1～5の人。新たに入所できるのは原則要介護3以上(要介護1・2は、やむを得ない事情があるときの特例入所)。要支援1・2の人は利用できない	常に介護が必要な人の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話など	老人福祉法 第20条の5／介護保険法 第8条第27項	介護サービス情報公表システム www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/publish/group14.html
2. 介護老人保健施設 (老健)	公的な施設 都道府県知事の許可(地方公共団体・医療法人・社会福祉法人など)	在宅復帰を目指す、要介護1～5の人。要支援1・2の人は利用できない	リハビリテーションや必要な医療、介護など	介護保険法 第8条第28項・第94条	介護サービス情報公表システム www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/publish/group15.html
3. 介護医療院	公的な施設 都道府県知事の許可(地方公共団体・医療法人・社会福祉法人など)	長期にわたって療養が必要な、要介護1～5の人。要支援1・2の人は利用できない	療養上の管理、看護、介護、機能訓練、その他必要な医療と日常生活に必要なサービスなど	介護保険法 第8条第29項・第107条	介護サービス情報公表システム www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/publish/group26.html
4. 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	介護保険の事業所 市町村長が指定した事業者	認知症の人で、要支援2または要介護1～5の人。要支援1の人は利用できない	1つの共同生活住居に5～9人が介護スタッフとともに暮らし、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を受ける	介護保険法 第8条第20項	介護サービス情報公表システム www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/publish/group18.html
5. 介護付有料老人ホーム (特定施設入居者生活介護の指定あり)	民間の住まい 都道府県知事等への届出＋特定施設入居者生活介護の指定	入居の条件はホームごとに違う。ホームが提供する介護サービス(特定施設入居者生活介護)は、要支援1・2と要介護1～5の人が対象	介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護はホームの職員が提供(外部サービス利用型は委託先の事業所が提供)	老人福祉法 第29条／介護保険法 第8条第11項	厚生労働省「有料老人ホームの類型」 www.mhlw.go.jp/content/001347959.pdf
6. 住宅型有料老人ホーム	民間の住まい 都道府県知事等への届出	入居の条件はホームごとに違う	生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要になったら、入居者自身の選択で地域の訪問介護などを利用する	老人福祉法 第29条	厚生労働省「有料老人ホームの類型」 www.mhlw.go.jp/content/001347959.pdf
7. サービス付き高齢者向け住宅 (サ高住)	民間の住まい 都道府県知事等への登録	60歳以上の人、または要介護・要支援の認定を受けている人(単身・夫婦世帯など)	安否確認と生活相談が必須。食事や介護などの生活支援は住宅ごとに違う。介護保険サービスは事業者を選んで使う(特定施設の指定がある住宅はその住宅から受ける)	高齢者の居住の安定確保に関する法律 第5条	介護サービス情報公表システム www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/publish/suimai/
8. 軽費老人ホーム (ケアハウスなど)	公的な施設 原則として地方公共団体・社会福祉法人など(第一種社会福祉事業)	60歳以上で、家庭環境や住宅事情などの理由で自宅での生活が難しい人	無料または低額な料金で、食事の提供など日常生活上必要な便宜を受ける。利用する人が施設と直接契約する	老人福祉法 第20条の6	厚生労働省「高齢者向け住まいについて」 www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/index.00003.html
9. 養護老人ホーム	公的な施設 市区町村の措置で入所	65歳以上で、環境上の理由と経済的な理由により、自宅で養護を受けることが難しい人	自立した日常生活と社会的活動への参加に必要な指導・訓練などの援助。入所の可否は市区町村が調査して決める	老人福祉法 第20条の4・第11条	厚生労働省「高齢者向け住まいについて」 www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/index.00003.html

※特別養護老人ホームには入所定員29人以下の地域密着型もあります(介護保険法 第8条第22項)。有料老人ホームには、介護が必要になったら契約を解除して退去する健康型もあります(厚生労働省「有料老人ホームの類型」)。

介護施設・老人ホームの種類 一覧表

見学した施設を3つまで並べる比較シート(見積もりの金額はご自身で記入)

確かめる項目	施設A	施設B	施設C
基本			
施設名			
種類(一覧表の番号)			
所在地・家族の家からの行き方			
見学した日・案内してくれた人			
費用の見積もり(ご自身で記入)			
入居時に払う費用 敷金・前払金など			
毎月:介護保険の自己負担			
毎月:居住費・家賃			
毎月:食費			
毎月:管理費・日常生活費など			
毎月の合計(見積もり)			
見積もりに含まれない費用 おむつ代・理美容代など			
見学で確かめたこと			
入居・入所の条件 要介護度・年齢など			
受けられる介護・医療のサービス			
職員の配置・夜間の体制			
居室・共用部分・食事の様子			
契約書・重要事項説明書で確かめたこと			
本人の感想・家族の感想			
気になったこと・次に聞くこと			

- ## 迷ったときの相談先

- ## ■ 相談・見学のメモ

[illegible]

■ 出典(2026年10月3日確認)

- この一覧表について

一般的情報提供です。費用の額や入居待ちの状況は、施設の種類ごとの費用の相場や入居待ちを示す公的な統計を作成時に確認できなかったため、載せていません。特別養護老人ホーム・老健・介護医療院では、施設サービス費のほかに居住費・食費・日常生活費などがかります。